

第2期富士川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版（1/2）

1 目的および計画概要

1-1 目的

『第2期富士川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「本計画」という。）』は、本町から排出される温室効果ガスの排出量の削減を目的とします。

1-2 対象

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス※を対象とします。
 ※二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC_s）

1-3 本計画の位置づけ

本計画は、温暖化対策の上位計画である国の『地球温暖化対策計画』、山梨県の『山梨県地球温暖化対策実行計画』をはじめ、本町の上位関連計画である『第二次富士川町総合計画』『第3期 富士川町役場環境保全率先行動計画 富士川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)』などの整合を図ります。

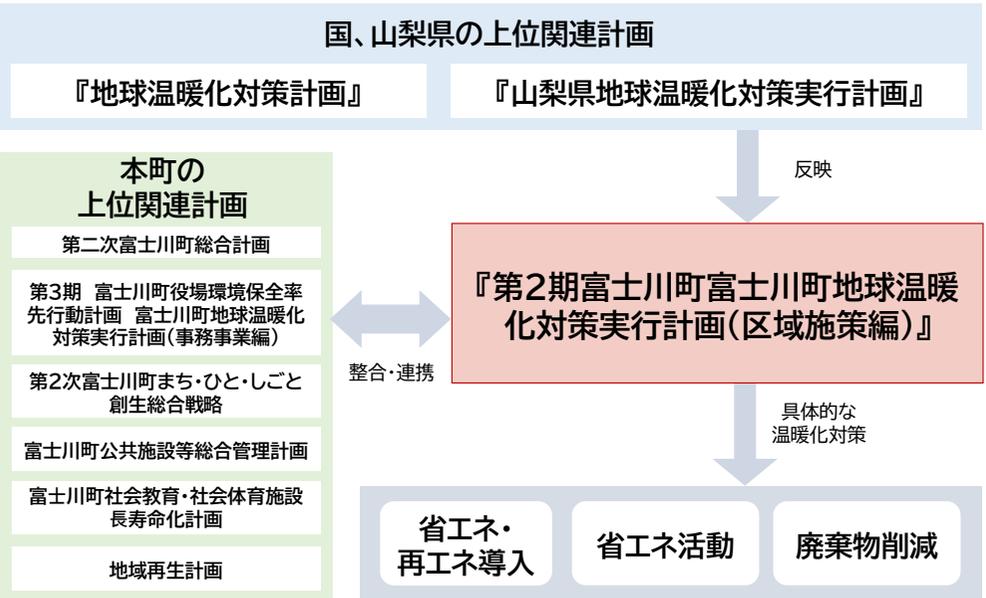


図1 本計画の位置づけ

1-4 基準年度と計画期間

基準年度：国の削減目標との整合性を図り、平成25（2013）年度とします
 計画期間：6年間 令和7（2025）年度～令和12（2030）年度

2 温室効果ガス排出量の現状とこれから

本町の温室効果ガス排出量は、令和3（2021）年度で73.2 千t-CO₂です。その内訳は運輸部門（34%）が最多であり、次いで家庭部門（19%）となっています。

新たな温暖化対策を実施しなかった場合（BAUシナリオ）、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比28.2%減と推計され、国の掲げる目標の基準年度比46%削減は、達成困難と予測されます。

温暖化対策を積極的に展開し、温室効果ガス排出量の削減を将来にわたって進めていくことが課題です。



図2 令和3（2021）年度の温室効果ガス排出内訳（部門別）

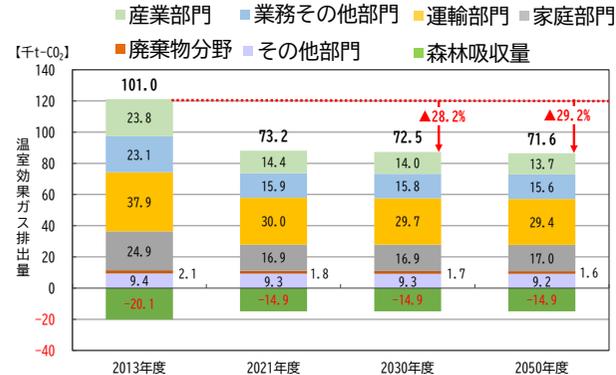


図3 温室効果ガス排出量の推移（BAUシナリオ）

3 排出目標の設定

国の方針を踏まえ、本計画の令和12（2030）年度の排出目標は、54.5千t-CO₂とし、基準年度比46%減となります。

なお、新たに温暖化対策を実施したケースである脱炭素シナリオでは、50.9千t-CO₂まで削減でき、基準年度比49.6%減となる予測です。

表1 排出目標

	排出目標 (平成25 (2013) 年度比の増減)
本計画	54.5千t-CO ₂ (-46%)

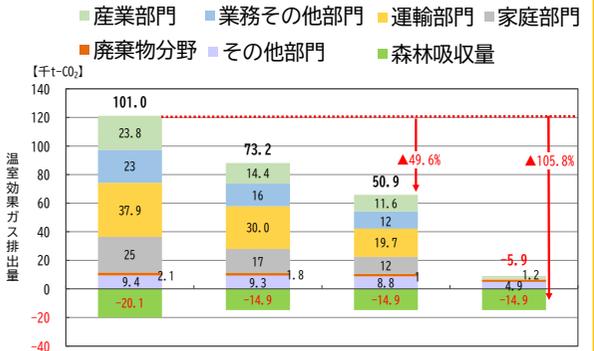


図4 温室効果ガス排出量の推移（脱炭素シナリオ）

第2期富士川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版（2/2）

基本理念：次世代につなぐ「環境にやさしい町」～ゼロカーボン富士川を目指して～

本町は、今まで「環境にやさしいまち」として、行政・町民・事業者がそれぞれ取り組みを実行してきました。これからも環境にやさしいまち「ふじかわ」として培った取り組みを継続的に実行します。

そして、これまでの取り組みの延長線上において、行政・町民・事業者がカーボンニュートラルに向けた取り組みを一丸となって実行します。カーボンニュートラルの実現は長い月日を要します。世代を超えて環境にやさしい取り組みを実施・展開することにより、このまちを発展させ、次世代につないでいく計画としました。

基本方針1

再エネと省エネを進める

1-1 再エネ・省エネ設備の導入を推進する

○町内の再エネ導入を進めるため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金などにより太陽光発電の設置を促進します。また、事業所などに対する再エネ設備導入に関する補助制度の創設に向けた検討を進めます。

○再エネ・省エネ設備、家庭用ヒートポンプ給湯器などに関する国・県などの補助金の周知を進め、再エネ・省エネ設備の導入を促進します。

○公共施設の電気、重油、灯油などのエネルギー使用量の削減に努めます。

○公共施設の施設整備・更新において、再エネ・省エネ設備の導入などにより、ZEB化ZEH化を進めます。また、災害対応も考慮し設備導入を進めます。

1-2 省エネ行動を推進する

○エネルギー消費量の削減につながるクールビズの実施、エコドライブなどを推進します。

1-3 再エネ・低炭素電気の購入を推進する

○公共施設の電力供給契約について、再エネ由来もしくは二酸化炭素の排出が少ない電気の購入に努めます。

基本方針2

循環型社会の形成を進める

2-1 廃棄物の削減を推進する

○循環型社会づくりを進めるため、廃棄物の削減を進めます。回収にあたってはリサイクルステーションを設置します。

○食品トレーなどの利用によるごみの増加を防ぐため、リユース食器導入促進事業補助金の利用を促し、ごみの削減に努めます。

○30・10運動！（さんまるいちまるうんどう）を周知し、会合などの際に実践します。

2-2 二酸化炭素の吸収源を確保する

○森林環境譲与税を適切に活用し、私有林の間伐など二酸化炭素の吸収源の適正管理を進めます。

○町有林の適正管理および町有林材の有効活用を進めます。

○『富士川町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針』に基づき、公共施設における木材の利用を促進します。また、町内の建物の木材利用についても普及啓発を行います。

基本方針3

環境変化に応じたまちづくりを進める

3-1 気候変動への対応を推進する

○熱中症対策としてクーリングシェルターなどを設置します。また、冬季の対策として暖を取ることでできるウォームシェアを進めます。

3-2 環境教育を推進する

○カーボンニュートラル・地球温暖化対策の理解を深めるため、町民・児童生徒向けの出前講義や「環境学習会」を開催し、環境教育を進めます。

3-3 環境にやさしい交通環境づくりを進める

○公用車への電動車の導入、充電器の設置を進めます。

○電動車の利用者を増やすため、電気自動車購入費補助金により利用を促進します。

○コミュニティバス・ホリデーバス・デマンド交通により公共交通の利用を促進します。

3-4 地産地消のまちづくりを進める

○市民農園の利用、学校給食での地場食材の活用、富士川町朝市の開催などにより、農産品などの輸送によるエネルギー消費量の削減を促進します。

3-5 新技術の活用・新しい取り組みを推進する

○新技術を活用した取り組み・普及啓発を進めます。